

2025年度 法科大学院

第3期入学試験問題

2 時限

民法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

[設問]

令和 6 年 2 月 1 日 A が死亡し、その財産を B と C が各 2 分の 1 の割合で相続した。同年 3 月 3 日、C は、相続財産中の甲土地につき、B C 各持分 2 分の 1 とする共有の登記をし、自己（＝C）の持分を D に売却し、その旨の登記をすませた。同年 7 月 24 日、B C 間で、甲土地を B の所有とする旨の遺産分割協議が成立した。この場合において、下記に挙げた二つの最高裁の判決（判例①、判例②）を踏まえて、B の D に対する共有持分の登記の抹消請求が認められるかを検討しなさい。なお、問題の検討にあたって、必要な事実がある場合には、それを補充しながら答えなさい。

【判例①】最判昭和 49 年 9 月 26 日民集 28 卷 6 号 1213 頁

「民法 96 条 1 項、3 項は、詐欺による意思表示をした者に対し、その意思表示の取消権を与えることによって詐欺被害者の救済をはかるとともに、他方その取消の効果を『善意の第三者』との関係において制限することにより、当該意思表示の有効なことを信頼して新たに利害関係を有するに至った者の地位を保護しようとする趣旨の規定であるから、右の第三者の範囲は、同条のかような立法趣旨に照らして合理的に画定されるべきであって、必ずしも、所有権その他の物権の転得者で、かつ、これにつき対抗要件を備えた者に限定しなければならない理由は、見出し難い」

【判例②】最判昭和 33 年 6 月 14 日民集 12 卷 9 号 1449 頁

「思うに、いわゆる遡及効を有する契約の解除が第三者の権利を害することを得ないものであることは民法 545 条 1 項ただし書の明定するところである。合意解約は右にいう契約の解除ではないが、それが契約の時に遡って効力を有する趣旨であるときは右契約解除の場合と別異に考うべき何らの理由もないから、右合意解約についても第三者の権利を害することを得ないものと解するを相当とする。しかしながら、右いずれの場合においてもその第三者が本件のように不動産の所有権を取得した場合はその所有権について不動産登記の經由されていることを必要とするものであつて、もし右登記を経由していないときは第三者として保護するを得ないものと解すべきである。けだし右第三者を民法 177 条にいわゆる第三者の範囲から除外しこれを特に別異に遇すべき何らの理由もないからである。」